

平成 22 年 1 月 19 日

Lehman Brothers International(Europe)とお取引をされていたお客様へ

リーマン・ブラザーズ証券株式会社

Lehman Brothers International(Europe) (“LBIE”)に関するお知らせ

弊社を通じずに直接 LBIE に保護預かりされているお客様に対しまして、LBIE の管財人が PWC のウェブサイトで公表している情報について、以下のとおりお知らせいたします（弊社が保護預かりを受け、弊社を通じて LBIE に保護預かり証券が再委託されていたお客様につきましては、昨年 12 月 17 日付の弊社からのお知らせをご参照ください。）。

LBIE の管財人は、昨年 10 月 5 日以降、「契約による解決方法」(contractual solution) 及び Claim Resolution Agreement についての提案を PWC のウェブサイトで公表し、これらに対する各顧客の承諾書の提出期限は、昨年の 12 月 29 日までとされておりましたが、LBIE の管財人が本年 1 月 12 日に公表したところでは、当該承諾書の提出期限は本年の 1 月 21 日までに延長され、昨年の 12 月 29 日までに承諾書を提出しなかった LBIE の顧客であっても、管財人からの提案を承諾したいという場合には、本年 1 月 21 日午後 5 時（ロンドン時間）までにその承諾書を提出することができるということです。その詳細については、下記のリンク先をご参照ください。

http://www.pwc.co.uk/eng/issues/lehman_client_assets_update_120110.html

なお、このお知らせは、あくまで LBIE に直接保護預かりをされていると思われるお客様へのご参考としてご報告をさせていただくものであり、その内容の正確さ等については上記の PWC のウェブサイトをご確認頂き、またご不明な点については LBIE に直接お問合せ頂きますようお願い申し上げます。

また、弊社は、LBIE の英国における手続に関し何らの関与も行っておらず、皆様に対して助言をしたり、LBIE の手続の詳細についてお答えできる立場にはございません。責任ある助言を必要とされる場合には、恐縮ですが、お客様各位にて専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。また、PWC のウェブサイトに掲載されている情報は、随時更新されており、このお知らせで記載した情報も今後更新される可能性がありますので、随時 PWC のウェブサイトの更新状況をご確認下さい。

以 上